

令和4年度第3回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第3回津市公契約審議会
2 開催日時	令和5年1月26日(木) 午後2時から午後3時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌(会長)、藤村 真彦(副会長)、田邊 三郎、 橋本 正治、村山 篤、山口 登 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 高津陽介 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課物品調達契約担当副主幹 横山貴之 工事契約担当主査 井原崇視 物品調達契約担当主査 福岡捷太郎
5 内容	(1) 会長及び副会長の選任について (2) 報告事項 (3) 審議事項
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

令和4年度第3回津市公契約審議会を開催させていただきます。それでは開会に当たりまして総務部長より一言挨拶を申し上げます。

事務局 **【総務部長挨拶】**

事務局 それでは、会議に入りますが、委員委嘱後初めての会議となる本日の会議では、会長及び副会長の選任まで私が進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。

(1) 会長及び副会長の選任について

事務局 では、「事項1 会長及び副会長の選任」について、でございますが、津市公契約条例第18条第1項の規定では、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。
選任についていかがいたしましょうか。

委員 事務局としての意見を聞かせてください。

事務局 事務局としては、津市入札等監視委員会において委員長をされ、本市の契約制度に精通されておられることに加えて、これまでも本審議会の運営に御尽力いただいている、西川委員に引き続き会長としてお願いしてはいかがかと考えております。

また、副会長については、労働及び社会保険関連の法令を熟知され、社会保険労務士としてご活躍されている藤村委員に引き続き副会長をお願いしてはいかがかと考えております。

(異議なしの声あり)

事務局 それでは、会長は、西川委員に、副会長は藤村委員にお願いしたいと思えます。
どうぞ、会長席、副会長席に、御着席ください。

事務局 それでは、西川会長、藤村副会長に御挨拶をお願いします。まず、西川会長、お願いいたします。

会長 **【会長挨拶】**

事務局 ありがとうございます。続きまして藤村副会長お願いいたします。

副会長 **【副会長挨拶】**

事務局 ありがとうございます。それでは西川会長、議長として以後の会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、御苦勞様です。活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 報告事項

会長 それでは、議事を進めてまいります。

事項2「報告事項のうち (1)津市公契約条例等の一部改正について」事務局に説明を求めます。

事務局 昨年8月2日に審議会よりいただいた答申書に基づき、条例の一部

改正案を市議会に提出し、去る12月22日に御議決をいただきました。また、現在、4月1日の条例施行に向けて条例施行規則の改正に係る所要の手続きを進めているところです。これらの改正内容について、担当から説明させていただきます。

事務局

<概要>

・津市公契約条例改正について

公契約に、指定管理者と本市が締結する公の施設に関する協定を加えた。

資材の調達を自ら行わず、かつ、当該公契約の業務に係る業務に使用する建設機械その他機械を自ら持ち込まないもので、市長が適当と認める個人事業主及び指定管理者が直接雇用し、施設に常駐する者を条例における労働者に加えた。

労働報酬下限額は、津市職員（行政職）が初任給として受ける給料月額等を勘案し、津市公契約審議会の意見を聴いて定めるものとする、と規定した。

・津市公契約条例施行規則改正（案）について

特定公契約に指定管理協定を加えると同時に既に特定公契約として規定しているものと類似する契約についても特定公契約に加える。

労働報酬下限額を適用する契約について、特定公契約のうち、工事（修繕）については、予定価格が1億5,000万円以上のもの又は総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を経て契約するものとし、業務委託は予定価格が1,000万円以上であって、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（第8号を除く）の規定による随意契約でないものとし、指定管理は指定管理料が1,000万円以上であって、公募により指定管理者の指定を行ったものとする。

誓約事項として、労働報酬下限額を適用する契約について、労働報酬下限額以上の報酬を労働者に支払うこと、労働状況台帳（以下「台帳」という。）を指定する期日までに提出することを規定する。

・マニュアルの主な改正

台帳提出等に関する事務については今年度の運用とほぼ同様で、台帳の提出は2回（2月）とすること、工事及び修繕における現場代理人、監理技術者（監理技術者補佐）及び主任技術者は台帳作成対象外とすること、台帳の物理的な取りまとめは受注者が行い、内容の確認や労働報酬下限額未満の支払いに対する指導及び調査は発注者が行うこと、台帳の提出先を受注者だけでなく直接契約している事業者への提出も可とすること、アンケートは任意提出とし、自由意見を記載できるものとするを記載し、その他資料の追加や記入例の修正を行う。

会長

分かりました。では、津市公契約条例等の一部改正について、何か御意見・御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

会長 ほかにございますか。なければ「事項2のうち (2)令和4年度労働報酬下限額の運用状況について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 令和4年度における労働報酬下限額の運用については、令和3年度第2回審議会で承認いただいた条件(資料4)で運用を行っています。なお、この条件は改正条例施行後と同条件でございます。

事務局

<概要>

・業務委託

対象案件は9件で、第1回目の台帳の提出は全ての案件で提出を完了しており、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われることを確認したが、単純労務に従事する労働者の報酬は労働報酬下限額に近い水準となっていた。

・指定管理

対象案件は令和3年度に協定を締結した1件で、全ての労働者において、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、労働者の管理監督者を除き、単純労務であり、業務委託における単純労務に従事する労働者の報酬と同等の水準であった。

業務委託及び指定管理の対象案件のアンケートにおいて、労働報酬下限額の金額について1者が低いと回答したほかは妥当であるとの回答であった。

・工事

対象案件は、令和3年度に契約し、履行完了が令和4年度以降のものが7件、令和4年度に契約したものが17件である。そのうち、台帳が提出された8件(令和3年度契約締結分3件、令和4年度契約締結分5件)の結果について、全ての案件で労働報酬下限額以上の報酬が支払われていることを確認したが、一般労働者については労働報酬下限額を大きく上回る労働報酬の労働者が多い一方で、交通誘導警備員については労働報酬下限額と同額又はそれを少し上回る水準の報酬の労働者が多く見られた。

事業者に対して行ったアンケートでは、労働報酬下限額については、多くの事業者は妥当との回答であったが、一部の下請業者からは低いとの意見があった。台帳関連事務については、一部「記入方法がわかりにくい」等の意見はあったが、「問題ない」との回答が多数を占めた。個人事業主のチェックシートは判断に迷ったとの意見もあったが、判断に迷うことはなかったとの意見が多数を占めた。これらを踏まえてマニュアルの内容の改正を行う予定である。

会長 分かりました。それでは、令和4年度労働報酬下限額の運用状況について、何かご意見・ご質問はありませんか。

委員 令和4年度の一般労働者の労働報酬は960円から4,062円と
なっていることは分かりますが、それぞれの労働者の年齢、経験など
が不明です。今後は金額だけでなく可能であれば年齢や資格の有無な
ども合わせて調査していただくと、報酬との関連性も見えてくるので
はないかと思えますし、今後の労働報酬下限額を設定するための参考
になるのではないかと思います。

委員 2点お尋ねします。まず、業務委託のアンケート結果で、労働報酬
下限額について1者が金額が低いと回答したとのことですが、どのく
らいの金額が妥当であるというような意見は書かれていましたか。
また、マニュアルに下請業者向けの資料を追加するということがす
が、どのような資料を追加する予定なのでしょうか。

事務局 まず、労働報酬下限額の具体的な設定金額についての意見ですが、
業務委託に限らず低いと回答した事業者であっても、具体的な金額の
意見がない場合が多いのですが、一部では1,000円が妥当という
意見があります。

次にマニュアルについてですが、現行のマニュアルは下請業者であ
っても元請業者と共通のマニュアルを使用しているため、下請業者に
とっては情報量が過大なことから、下請業者が実際の事務に必要な内
容を記載したシンプルな形のものを考えています。

委員 工事の結果について、令和4年度の場合、労働状況台帳が提出され
た人数が81人となっていますが、実際には何人の労働者がいたので
しょうか。

また、労働報酬下限額が安いと回答された労働者の報酬はどの程度
なのでしょうか。

会長 その点について、事務局は把握していますか。把握していないので
あれば、個人が特定できない程度の大まかな情報等をアンケート等に
記載してもらってはいかがでしょうか。

委員 複数年度に渡る大規模な工事の場合、当初の契約時点と翌年度以降
では労務単価が変わってきます。今回の調査が、いつの時点なのか分
かりにくいです。

委員 今回の結果を見ると、労働報酬下限額と同額又は近い金額の報酬の
労働者がみられますが、労働報酬下限額未滿で報酬を支払っている事
業者は本当にいなかったのでしょうか。実際には労働報酬下限額を下
回っている、上回っているような書類を提出し、市の指導から逃れ
ているというようなことは考えられませんか。

委員 労働報酬下限額と同額というのは、事実でない金額を記載した場合

は別ですが、労働報酬下限額未満の報酬しか払っていなかった事業者が労働報酬下限額と同額まで賃金を引き上げた結果だと思いたすので、良いことではないでしょうか。

事務局 今回、お示ししたアンケートは事業者が回答したものであるので、事業者が「労働者の報酬として940円では安すぎる。1,000円程度は必要ではないか」との意見を出しているということです。
また、労働報酬下限額未満の報酬が支払われている可能性があるのではないかと御意見ですが、下請業者も含め労働報酬下限額以上の報酬を支払うことを誓約していただいでから契約しているので、労働報酬下限額未満の報酬は支払われていないと考えています。

事務局 今の説明に補足します。アンケートについては、個人情報の問題もありますし、質問の項目が多いと回答者の負担になることも考えられますので、できる範囲で労働状況台帳の書式に年齢欄を設ける等のことを検討したいと思いたす。
また、労働者に対し、万一労働報酬下限額が下回っていた場合、市の相談窓口に通報できる制度も周知しています。

委員 把握が困難なのかもしれませんが、履行開始から完了までの工事従事者の総数が分かるとより良いと思いたす。

委員 特殊な技術を有する作業員は報酬が高いと思いたす。そのような方は設計労務単価以上の報酬を得ているのではないのでしょうか。

事務局 設計労務単価以上の報酬を得ている場合もあるかと思いたす。

(3) 審議事項 会長

ほかにございませつか。なければ続いて「事項3 審議事項 【諮問】令和5年度労働報酬下限額について」事務局に説明を求めます。

事務局 令和5年度労働報酬下限額について市長から諮問がありましたので、津市職員高卒初任給月額や社会情勢等を勘案して定めることとしている労働報酬下限額の令和5年度における設定について、事務局から提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

それでは事務局案の詳細を担当から説明させていただきます。

事務局

<概要>

令和5年度の労働報酬下限額は令和5年度の津市行政職職員高卒初任給の1時間当たりの給与額(1,073円)を基準とし、社会情勢等を勘案して定める。

・社会情勢の変化

昨今のコロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻を原因とする燃料価

格等の上昇及び円安の進行により、各種商品の価格が値上がりし、労働者の実質的な賃金は低下している。

・地域別最低賃金（三重県）の動向

地域別最低賃金（三重県）は令和2年度を除き、平成30年度から令和4年度までの各年度において、前年度比較で約3%ずつ上昇していることから、令和5年度の三重県における地域別最低賃金は、933円から令和4年度と同程度の上昇率で上昇した場合、965円程度になるものと想定する。

・令和4年度労働報酬下限額の運用における労働報酬の状況

令和4年度に労働報酬下限額を適用して発注した契約で提出された労働状況台帳における労働報酬の状況として、令和4年度労働報酬下限額（940円）から津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額（1,073円）までの報酬が支払われている労働者の1時間当たりの平均額は、976.25円であった。

上記を勘案し、津市行政職職員高卒初任給の1時間当たりの給与額（1,073円）に乗じる掛率を令和4年度の90%から91%に見直すこととし、令和5年度の労働報酬下限額は、令和4年度における労働報酬下限額の運用から得られた地域別最低賃金に近い水準の報酬額の平均額相当である977円としたい。

会長 分かりました。それでは令和5年度労働報酬下限額について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員 事務局は令和5年度の設計労務単価は把握していますか。令和5年度の労働報酬下限額を設定するには令和4年度と5年度の労務単価との比較も必要かと思えます。令和5年度の労働報酬下限額は、令和5年度の設計労務単価が決まってから検討したほうが良いのではないのでしょうか。

また、事業者は厳しい経済状況の中で賃上げをしようと必死に努力していますが、官公庁が給料を何%上げたから同じように民間事業者も上げなさいと言われても、簡単に上げられるものではありません。

事務局 令和5年度の設計労務単価は例年2月に公表されるため、金額についてはまだ把握していませんが、上昇するのではないかと思います。

また、令和5年度の設計労務単価が判明していない中で労働報酬下限額を設定することについてですが、津市の労働報酬下限額は最低賃金に近い水準の報酬で働く労働者の労働環境の確保を目的として設定するため、設計労務単価が変動したとしても労働報酬下限額の設定への影響は少ないと考えます。

会長 設計労務単価と地域別最低賃金との差は大きいのでしょうか。

委員 差はありますが、実際には設計労務単価より高い労働者と低い労働

者がいます。

事務局 設計労務単価は設計に用いる金額なので、実際には設計労務単価より高い報酬の労働者と低い報酬の労働者がいます。

設計労務単価は例年10月頃に国が調査をしています。その結果を反映するまでには時間差が生じます。また、職種ごとに金額に差があります。

また、津市が発注する工事では旧単価で設計した工事であっても、設計労務単価に変動があった場合、変更契約を行い、契約金額に反映しています。

委員 設計労務単価については、近年上昇傾向にありますので、令和5年度も上昇していくのではないかと予想します。また、令和5年度の三重県の最低賃金も上昇が予想されます。これらを考慮すると、事務局案の977円という金額は妥当だと思います。

委員 社会情勢等を勘案して977円という事務局案が出されましたが、令和5年度の設計労務単価が公表される前に決定するということでしょうか。

事務局 令和5年4月1日以降に発注する契約に適用したいので、本日決定したいと考えています。

委員 最近の社会情勢を考えると、例年以上に賃金が上昇する可能性もあると思います。令和5年度の労務単価の公表前に労働報酬下限額を設定すると、想定以上に労務単価が上昇した場合、実情と設定金額との乖離が大きくなるのではないのでしょうか。

委員 社会情勢等を勘案して乗じる掛率について、令和4年度が90%、令和5年度が91%という根拠がよく分かりませんが、社会情勢等を勘案した金額が先にあると、その掛率が90%や91%になったということでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 来年度の地域別最低賃金は大幅に上昇するという予想がある一方でそれほど上昇しないという予想もあります。労働者側からすれば賃金は多いほど良いですが、このような先の予測が難しい状況の中、977円という金額は良い設定額だと思います。

委員 賃金を上げることも大切ですが、事業者が賃金を払える経営状態でなければなりませんね。

委員 三重県の最低賃金は全国的に見ると高い方なのではないでしょうか。

委員 高い方ですね。

会長 地域別最低賃金がどの程度上昇するか等を想定して事務局が資料を作成していますが、筋としては通っているのかなと思います。掛率がなぜ9.1%なのかということについて、疑問もあるかもしれませんが、それ以上に最低賃金に近い報酬水準で働く労働者の労働環境を確保するというのを考えた場合、地域別最低賃金の上昇を予想し、それを下回らないように設定することが重要だと思います。

それでは、令和5年度労働報酬下限額については、事務局提案のとおり承認するという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、御異議ございませんので、令和5年度労働報酬下限額は事務局案のとおり977円として答申したいと思います。

なお、答申書の作成については、私と事務局で調整させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

会長 事項書の内容は以上になりますが、他に何かありますか。

事務局 事務局側からは特にありません。

会長 特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたる御審議、御苦勞様でした。

それでは、議事を終了し、事務局に進行をお返しいたします。

事務局 会長、委員の皆様、本当に長時間にわたる熱心な御審議をいただき、また、令和5年度労働報酬下限額について御承認いただき誠にありがとうございました。

本日、御承認いただきました令和5年度労働報酬下限額については、令和5年4月1日以降に締結する契約に適用するよう、所要の手続きを進めてまいります。

令和4年度第3回津市公契約審議会事項書

令和5年1月26日(木) 14時00分

津市役所本庁舎4階 庁議室

1 会長及び副会長の選任について

2 報告事項

(1) 津市公契約条例等の一部改正について

(2) 令和4年度労働報酬下限額の運用状況について

3 審議事項

【諮問】 令和5年度労働報酬下限額について

4 その他

2 報告事項

(1) 津市公契約条例等の一部改正について

津市公契約審議会答申書（令和4年8月2日）に基づき、津市公契約条例（以下「条例」という。）の改正を行いました。（資料1、資料2）主な改正内容は以下のとおりです。

ア 条例改正について

(ア) 公契約の定義について（第2条）

公契約に、指定管理者と本市が締結する公の施設の管理に関する協定を加えました。

(イ) 労働者の定義について（第2条）

資材の調達を自ら行わないもの、かつ、当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他機械を自ら持ち込まないもので、市長が適当と認める個人事業主を条例における労働者に加えました。

また、指定管理者が直接雇用し、施設に常駐する者についても、条例における労働者に加えました。

(ウ) 労働報酬下限額の規定について（第6条の2）

労働報酬下限額は、津市職員の給与に関する条例に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額等を勘案し、津市公契約審議会の意見を聴いて定めるものとする、と規定しました。

イ 津市公契約条例施行規則改正（案）について

津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）についても、答申書に基づく改正を予定しています。（資料3）主な改正予定内容は、以下のとおりです。

(ア) 特定公契約の定義について

公契約の定義に新たに加えた指定管理協定を特定公契約にも加えます。

また、既に特定公契約として規定しているものと類似する契約についても、特定公契約に加えます。

① 修繕の請負契約

② 工事に付随しない測量、調査、設計等業務委託契約

③ 人的経費の高い業務委託

a 運送及び運搬業務

b 人材派遣業務

(イ) 労働報酬下限額を適用する契約の規定について

特定公契約のうち、労働報酬下限額を適用する契約を次の①～③のとおり規定します。

① 工事及び修繕（年間15件程度を想定）

次のいずれかを満たすもの

a 予定価格が1億5,000万円以上のもの

b 総合評価落札方式による入札において低入札価格調査を経て契約するもの

② 業務委託（年間70件程度を想定）

予定価格が1,000万円以上であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号（第8号除く）の規定による随意契約でないもの

③ 指定管理（年間3件程度を想定）

指定管理料が1,000万円以上であって、公募により指定管理者の指定を行ったもの

<参考> 労働報酬下限額を適用する契約の条件に該当する過去の案件

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
工事及び修繕	17	13	14	11
業務委託	75	61	64	80
指定管理	7	3	1	1

(ウ) 誓約事項

労働報酬下限額を適用する契約について、労働報酬下限額以上の報酬を労働者に支払うこと、労働状況台帳（以下「台帳」という。）を指定する期日までに提出することを規定します。

ウ マニュアルの主な改正

台帳提出等に関する事務については今年度の運用とほぼ同様の取り扱いですが、労働報酬下限額運用マニュアルに次のとおり記載予定です。

(ア) 台帳の提出回数

単年度契約の場合2回（2月）とします。

(イ) 台帳作成の対象外の労働者

工事及び修繕における現場代理人、監理技術者（監理技術者補佐）及び主任技術者については、台帳作成対象外とします。

(ロ) 台帳取りまとめにおける受注者の責任範囲

受注者の責任範囲は、台帳の物理的な取りまとめのみとし、内容の確認や労働報酬下限額未済での報酬の支払いに対する指導及び調査は発注者が行います。

(ハ) 台帳の提出先

台帳の提出先は直接契約している事業者への提出も可とします。

(ニ) アンケート

提出は任意とし、設問を設けず自由に意見を記載できるものとします。

(ホ) その他

下請業者向けの資料の追加、記入例の修正等を行います。

(2) 令和4年度労働報酬下限額の運用状況について

本年度は、条例及び規則改正後と同条件（資料4）で案件を抽出し、運用を行っています。

ア 業務委託（資料5-1、5-2）

(7) 件数

9件（清掃業務3件、人的警備業務2件、施設の管理業務2件、工事に付随する設計等業務1件、その他市長が指定する業務（工事に付随しない調査業務）1件）

(i) 労働報酬の状況

第1回目の台帳の提出は全ての案件で完了しており、全ての労働者に対して本年度の労働報酬下限額を上回った労働報酬が支払われていることを確認しました。

清掃や警備業務などの単純労務に従事する労働者の報酬は、労働報酬下限額に近い水準となっています。

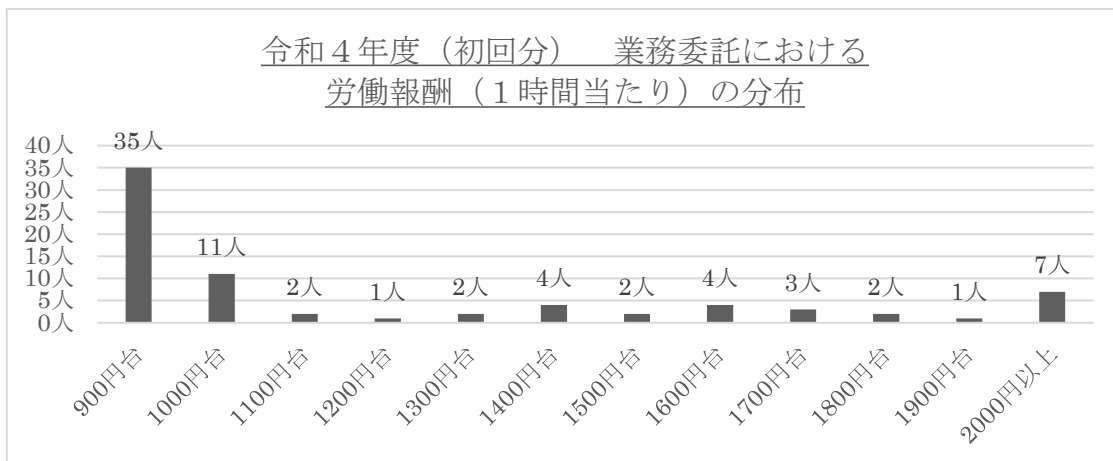
※ 令和4年度業務委託における労働報酬状況

初回分（契約締結後、最初の一月分の報酬）の 労働状況台帳より			
労働者数 （人）	労働報酬		
	上段（円／1時間あたり）		
	下段（円／1日（8時間）あたり）		
	最低額	最高額	
74	940	2,303	
	7,520	18,424	

参考：令和4年度労働報酬下限額 940円

地域別最低賃金（三重県） 902円（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

933円（令和4年10月1日以降）



イ 指定管理

(7) 件数（資料5—1、5—2）

1件（協定は令和3年度）

(i) 労働報酬の状況

台帳により労働報酬の支払い状況を確認したところ、全ての労働者に対して、

労働報酬下限額以上の報酬が支払われていることを確認しました。（※履行期間が複数年度にわたる場合は、2年度目以降の労働報酬下限額についても、当初契約締結日時点の金額を適用することとしています。ただし、地域別最低賃金が当該下限額を超えた場合は、当該下限額は、地域別最低賃金額と同額になります。）

対象とした労働者の労働内容は、労働者の管理監督者を除き、施設の受付や清掃などの単純労務であり、業務委託における清掃や警備業務に従事する労働者の報酬と同等の水準という結果でした。

※ 指定管理における労働報酬状況（令和3年度協定締結のため参考）

初回分（令和4年4月分の報酬）の 労働状況台帳より		
労働者数 （人）	労働報酬	
	上段（円／1時間あたり）	
	下段（円／1日（8時間）あたり）	
	最低額	最高額
13	910	4,010
	7,280	32,080

参考：令和3年度（当初契約締結日時点）労働報酬下限額 890円

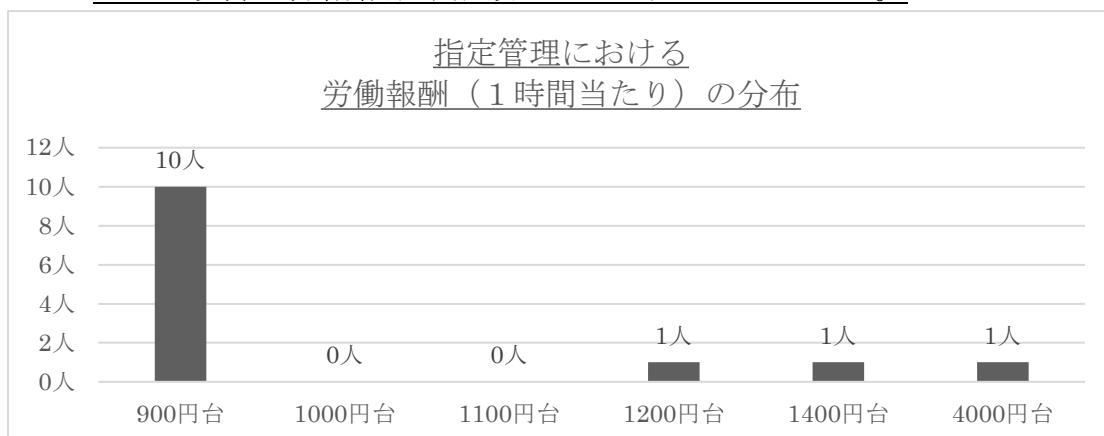
地域別最低賃金（三重県）874円（令和2年10月1日～令和3年9月30日）

902円（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

933円（令和4年10月1日以降）

注：本指定管理の履行期間は令和3年度から令和5年度までの複数年度であるため、2年度目以降の労働報酬下限額についても、当初契約締結日時点の労働報酬下限額（890円）が適用されますが、令和3年10月改定の最低賃金（902円）が労働報酬下限額を上回ったため、令和3年10月以降の労働報酬下限額は902円になりました。

なお、令和4年10月改定の最低賃金は933円となったため、令和4年10月以降の労働報酬下限額は933円になりました。



(ウ) アンケート結果（業務委託及び指定管理）（資料6）

台帳の様式、作成に係る事務作業及び提出方法等について課題の提議や意見は無く、労働報酬下限額の金額については1者が低いと回答したほかは妥当であるとの回答でした。

ウ 工事

(ア) 件数

① 令和3年度契約締結し、履行完了が令和4年度以降のもの（資料7-1）
7件（土木一式工事4件、建築一式工事1件、機械器具設置工事2件）

② 令和4年度契約締結分（資料7-2）

17件（土木一式工事11件、建築一式工事3件、電気工事1件、機械器具設置工事2件）

(イ) 労働報酬の状況（資料7-3、資料7-4）

台帳が提出された8件（令和3年度契約締結分：土木一式工事1件、建築一式1件、機械器具設置工事1件、令和4年度契約締結分：土木一式工事3件、建築一式工事2件）について、労働報酬の支払い状況を確認したところ、令和3年度契約締結分、令和4年度契約締結分共に全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の報酬が支払われていることを確認しました。

一般労働者については、全体的に労働報酬下限額を大きく上回る報酬の労働者が多い一方で、交通誘導警備員については労働報酬下限額と同額又はそれを少し上回る水準の報酬の労働者が多く見られ、過年度の結果と同様の傾向となりました。

※ 令和3年度建設工事における労働報酬状況

職種	労働者数 (人)	労働報酬	
		上段（円／1時間あたり）	
		下段（円／1日（8時間）あたり）	
交通誘導警備員	4	最低額	最高額
		944	1,365
一般労働者	74	7,552	10,920
		970	3,333
		7,760	26,664

参考：令和3年度（当初契約締結日時点）労働報酬下限額 890円

地域別最低賃金（三重県）874円（令和2年10月1日～令和3年9月30日）

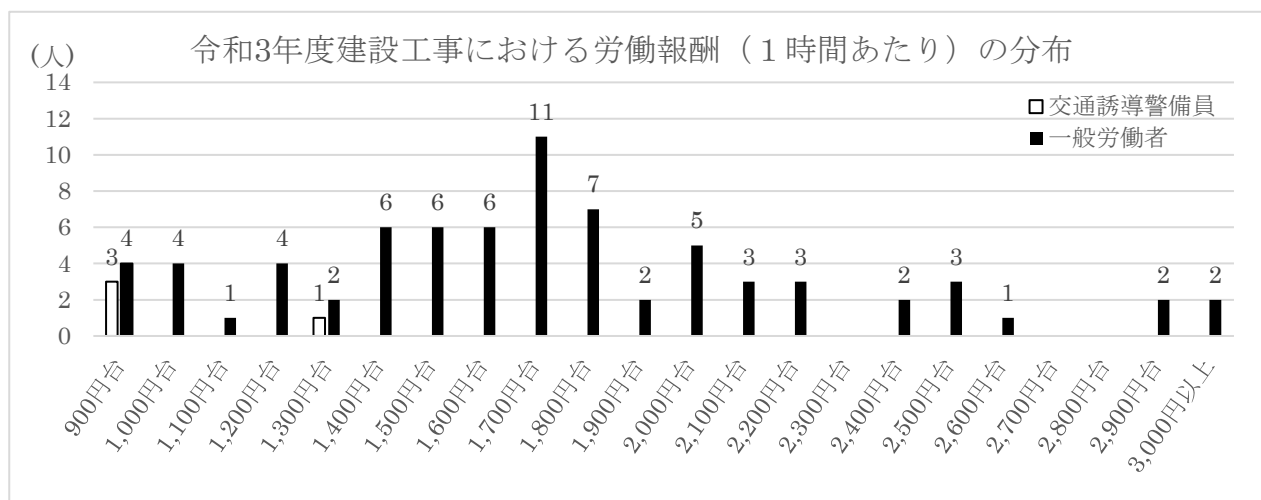
902円（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

933円（令和4年10月1日以降）

注：本工事の履行期間は令和3年度から令和5年度までの複数年度であるため、2年度目以降の労働報酬下限額についても、当初契約締結日時点の労働報酬下限額（890円）が適用されますが、令和3年10月改定の最低賃金（902円）が労働報酬下限額を上回ったため、令和3年10月以降の労働報酬下限額

は 902円になりました。

なお、令和4年10月改定の最低賃金は933円となったため、令和4年10月以降の労働報酬下限額は933円になりました。



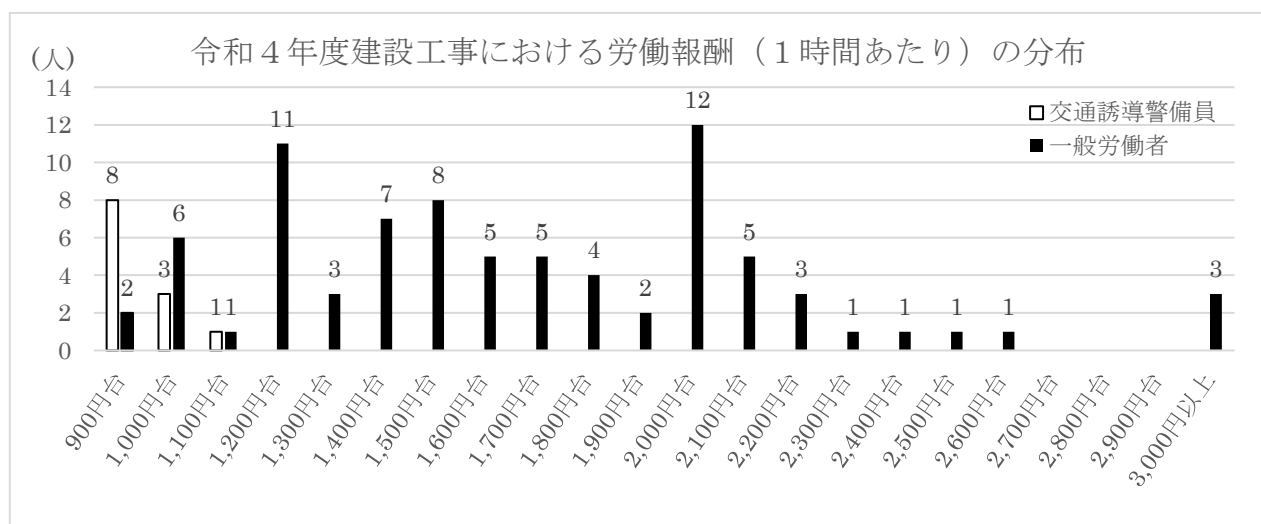
※ 令和4年度建設工事における労働報酬状況

職種	労働者数 (人)	労働報酬	
		上段 (円/1時間あたり)	
		最低額	最高額
交通誘導警備員	12	940	1,187
		7,520	9,496
一般労働者	81	960	4,062
		7,680	32,496

参考：令和4年度労働報酬下限額 940円

地域別最低賃金（三重県） 902円（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

933円（令和4年10月1日以降）



(ウ) アンケート結果について（資料8）

事業者に対して行ったアンケートでは、労働報酬下限額の設定は、多くの事業者からは妥当との回答でしたが、一部の下請業者からは低いとの意見があり、過去のアンケートと同様の結果が見られました。

また、台帳の作成及び提出関連事務については、一部、「記入方法がわかりにくい」、「受注者（元請）ではなく直接契約している事業者とやり取りしたい」等の意見がありましたが、「問題ない」との回答が多数を占めました。

個人事業主のチェックシートによる労働者性の判断については、「日によって、状況が異なる場合がある」等の理由で判断に迷うことがあった、との意見がありましたが、「判断に迷うことはなかった」とする意見が多数を占めました。

その他マニュアルの内容については、主に下請業者から「マニュアルを理解するのが難しい」等の意見がありました。

これらを踏まえて、来年度は台帳等の物理的な取りまとめについては、受注者の責任範囲であるものの台帳等の直接の提出先は直接契約している事業者への提出も可とすること、マニュアルに下請業者向けの資料を追加すること等を予定しています。

3 審議事項

諮問（資料9）

津市公契約条例第6条の2第2項の規定に基づき、令和5年度労働報酬下限額について、諮問します。

(1) 労働報酬下限額設定に係る条例の規定

令和5年4月1日施行予定の条例では、労働報酬下限額の設定について、次のとおり規定しています。

津市公契約条例（抄）

（労働報酬下限額）

第6条の2 市長は、特定公契約のうち規則で定めるものについて、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の事情を勘案し、労働報酬下限額（受注者等が規則で定める労働者に支払う1時間当たりの報酬の下限とすべき額をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(2) 令和4年度労働報酬下限額

ア 労働報酬下限額算定式

$$\text{津市職員（高卒）初任給（月額）} \times 1.06 \text{（地域手当6\%加算）} \times 12 \text{（月）} \div \text{総勤務時間数（時間）} \times 90\% \text{（掛率）}$$

イ 労働報酬下限額

$$154,900 \text{円} \times 1.06 \times 12 \text{月} \div 1,883.25 \text{時間} \div 1,046 \text{円} \\ 1,046 \text{円} \times 90\% = 941.4 \text{円} \div \underline{\underline{940 \text{円}}}$$

(3) 令和5年度労働報酬下限額設定の前提

ア 本市職員の給与額

労働報酬下限額の設定にあたっては、これまでの試行時から高卒者の初任給月額を基準としてきたことから、令和5年度においても津市職員の給与に関する条例第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表のうち、高卒者の初任給月額である1級11号給を基準とすることとします。

令和4年の人事院勧告では、民間給与との較差921円（0.23%）を埋めるために、大卒程度の初任給月額を3,000円、高卒者の初任給月額を4,000円引き上げるとともに、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの若年層を中心として給料月額を平均0.3%引き上げるよう勧告されました。本市はこの人事院勧告を尊重して行政職給料表の改定を行ったことから、労働報酬下限額の基準としている高卒者の初任給月額である1級11号給は、4,000円の引き上げにより、154,900円から158,900円となっています。

イ 社会情勢等

(ア) 社会経済情勢の変化

令和4年度における大きな状況の変化としては、物価の上昇が挙げられます。食料品、日用品、燃料などあらゆる商品やサービスの値上がりが家計を直撃しています。物価上昇の要因としては、大きく次の2点が考えられます。1点目は、コロナ禍によって停滞していた世界経済が動き始めたことによる世界的なエネルギー需要の高まり、ロシアのウクライナ侵攻による原油や天然ガスの供給に対する先行きの不透明感などによる燃料価格等の上昇です。2点目は円安の進行です。令和4年6月に1ドル＝130円台となり、その後も一時は150円台と記録的な円安となりました。現在は、120円台後半で推移していますが、この円安基調は当面継続するものと見込まれます。これにより、輸入コストが増加し、各種商品の価格が値上がりし、労働者の実質的な賃金は低下しています。

(イ) 地域別最低賃金（三重県）の動向

地域別最低賃金（三重県）については、令和2年度を除き、平成30年度から令和4年度までの各年度において、前年度比較で約3%ずつ上昇しており、その額は、平成29年度が820円であったのに対し、令和4年度では933円まで上昇しています。最低賃金額については、政府主導で設置された働き方改革実現会議による「働き方改革実行計画」において、全国加重平均が1,000円になることを目指すとされており、今後も、上昇していくものと推測されます。

これらを踏まえると、令和5年度の三重県における地域別最低賃金は、933円から令和4年と同程度の上昇率（令和3年902円→令和4年933円3.43%増）で上昇した場合、965円程度になるものと想定されます。

(ウ) 令和4年度の労働報酬下限額の運用における労働報酬の状況

令和4年度に労働報酬下限額を適用して発注した契約で提出された労働状況台帳（第1回目提出分）における労働報酬の状況として、地域別最低賃金（三重県）に近い水準の報酬である令和4年度の労働報酬下限額（940円）から本市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額（1,073円）までの労働報酬が支払われている方の1時間当たりの平均労働報酬額は、976.25円という結果でした。

ウ 令和5年度労働報酬下限額の設定について

令和5年度における労働報酬下限額の設定にあたっては、上記3(2)に記載の社会情勢等の観点を踏まえ、令和5年10月の地域別最低賃金（三重県）の改定後においても、これを下回ることはない額で設定する必要があること、物価等の上昇により実質的に低下している労働者賃金の水準の確保を促進する必要があることから、令和4年度労働報酬下限額（940円）からの引き上げが必要であると考えます。

よって、労働報酬下限額の設定において、社会情勢等を勘案して乗じる掛率を令和4年度の90%から91%に見直すこととし、令和5年度の労働報酬下限額は、令和4年度における労働報酬下限額の運用から得られた地域別最低賃金に近い水準の報酬額（940円～1,073円）の平均額相当である977円としたいと思います。

津市職員（高卒）初任給（月額）×1.06（地域手当6%加算）×12月÷
総勤務時間数×91%（社会情勢等を勘案して乗じる掛率）

158,900円×1.06×12月÷1,883.25時間≒1,073円
1,073円×91%=976.43円

≒977円（円未満切り上げ）

（参考）

年度	労働報酬下限額 （円）	市職員高卒初任給 （1h当/円）	三重県最低賃金		下限額と最低賃金 の差額（円）
			金額（円）	改定率（%）	
H30	860	1,019	820→846	103.2	40 → 14
R1	880	1,046	846→873	103.2	34 → 7
R2	880	1,046	873→874	100.1	7 → 8
R3	890	1,050	874→902	103.2	16 → -12
R4	940	1,046	902→933	103.4	38 → 7

津市公契約条例対比表

答申書（抜粋）	津市公契約条例		
	改正条例の内容（考え方）	改正条例の内容（条文）	現行条例（条文）
<p>・指定管理についても条例第2条第1号で規定される公契約に含めることが適当（P2）</p> <p>・指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者については、条例に規定される労働者に含めることが適当（P3）</p> <p>・チェックシートにより労働者性が認められた個人事業主については、条例に規定される労働者に含めることが適当（P3）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>公契約及び労働者に係る定義の追加</p> <p>①公契約に「指定管理」を追加</p> <p>②労働者に次の2つを追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が直接雇用し、かつ施設に常駐する者 ・労働者性を判断するチェックシートにより労働者性が認められた個人事業主 	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約並びに<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と本市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）</u>をいう。</p> <p>（2）労働者 <u>次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>ア 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所等に使用される者及び家事使用人を除く。）（指定管理協定に係る業務等に従事する者にあつては、指定管理者が直接雇用し、かつ、当該指定管理協定に係る公の施設に常駐するものに限る。）</u></p> <p><u>イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負又は業務委託の契約により公契約に係る業務に従事する者のうち、次のいずれにも該当するもの（市長が適当と認める者に限る。）</u></p> <p><u>（ア）当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者</u></p> <p><u>（イ）当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を自ら持ち込まない者</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ</p> <p>（1）公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約いう。</p> <p>（2）労働者 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所中使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。</p>
	<p>指定管理について、指定管理者がその管理業務の一部を委託した事業者については、第2条第5号の受注関係者に該当することとなるが、当該事業者の従業員は公契約条例を適用する労働者から除外しているため当該事業者についても公契約条例の適用を受けないものとする前提であるため、同号において除外する規定を加える。</p>	<p>（5）受注関係者 次に掲げる者をいう。</p> <p><u>ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約（指定管理協定を除く。イにおいて同じ。）に係る業務等の一部に携わる事業者</u></p>	<p>（5）受注関係者 次に掲げる者をいう。</p> <p><u>ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者</u></p>
	<p>（本市の責務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（本市の責務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（本市の責務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 本市は、労働報酬下限額（受注者等が労働者に支払う報酬の下限とすべき額をいう。附則第2項において同じ。）を定めることについて検討しなければならない。この場合において、市長は、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）その他市長が必要と認める者の意見を聴かなければならない。</p>
<p>・労働報酬下限額の施行を開始する時点においては、「まずは、地域別最低賃金に近い水準の労働報酬で従事する労働者の報酬水準を確保することを目標とし、全ての労働者に対して同一の基準を設定することが適当（P10）</p> <p>・業務委託及び指定管理における労働報酬下限額の設定基準については、「津市職員高卒初任給を勘案した額」とすることとした。（P3）</p> <p>・労働報酬下限額の設定にあたっては、「津市職員高卒初任給の1時間当たりの給与額」を基に、社会経済情勢の変化、地域別最低賃金の動向、労働報酬の実情などを的確に捉え、実質的な効力を有する労働報酬下限額となるよう、十分検討されることを望む（P5）</p>	<p>（労働報酬下限額）</p> <p>労働報酬下限額の対象となる契約について、特定公契約の中に労働報酬下限額を適用する契約があることを、「特定公契約のうち規則で定めるもの」とし、具体的には規則で「特定公契約であつて次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする」として、労働報酬下限額が適用される契約の要件を列挙する構成で整理する。</p> <p>また、労働報酬下限額を定めるに当たって勘案する額は、津市職員の初任給の額であり、労働報酬下限額を定める過程において仮に算定額が最低賃金額を下回るような事情が生じた場合には、当該事情を勘案して、労働報酬下限額を最低賃金以上の額で定めることとなるものと整理し、最低賃金額については、「社会情勢その他の事情」に含まれるものとして規定を整理する。</p>	<p>（労働報酬下限額）</p> <p>第6条の2 市長は、特定公契約のうち規則で定めるものについて、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の事情を勘案し、<u>労働報酬下限額（受注者等が労働者に支払う1時間当たりの報酬の下限とすべき額をいう。以下同じ。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
	<p>（労働者への周知）</p> <p>条例第12条において「次に掲げる事項」のうち第3号（労働報酬下限額）に掲げる事項を周知する対象を「規則で定める者」に限る規定として整理し、規則で労働報酬下限額の対象となる労働者を別途規定する。</p>	<p>（労働者への周知）</p> <p>第12条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項（第3号に掲げる事項にあつては、規則で定める労働者に限る。）を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。</p> <p>（1）当該特定公契約の名称</p> <p>（2）受注者等の責務及び誓約事項</p> <p>（3）労働報酬下限額</p> <p>（4）違反申出に係る制度の概要及び第10条に規定する相談窓口の連絡先</p>	<p>（労働者への周知）</p> <p>第12条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。</p> <p>（1）当該特定公契約の名称</p> <p>（2）受注者等の責務及び誓約事項</p> <p>（3）違反申出に係る制度の概要及び第10条に規定する相談窓口の連絡先</p>
	<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>	<p>附 則</p> <p>2 労働報酬下限額については、第4条第2項の規定による検討を行い、その結果に基づいて、この条例の施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとする。</p>

○津市公契約条例

平成29年12月21日条例第22号

改正

令和 4 年12月22日条例第40号

津市公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約並びに地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) と本市が締結する公の施設の管理に関する協定 (以下「指定管理協定」という。) をいう。
- (2) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 公契約に係る業務等に従事する労働基準法 (昭和 2 2 年法律第 4 9 号) 第 9 条に規定する労働者 (同居の親族のみを使用する事業又は事務所等に使用される者及び家事使用人を除く。) (指定管理協定に係る業務等に従事する者にあつては、指定管理者が直接雇用し、かつ、当該指定管理協定に係る公の施設に常駐するものに限る。)
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負又は業務委託の契約により公契約に係る業務に従事する者のうち、次のいずれにも該当するもの (市長が適当と認める者に限る。)
 - (ア) 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - (イ) 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を自ら持ち込まない者
- (3) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。
- (4) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請契約、再委託契約等 (以下「下請契約等」という。) により、公契約 (指定管理協定

を除く。イにおいて同じ。）に係る業務等の一部に携わる事業者

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣を行う者

（基本方針）

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- （1）労働者の適正な労働環境を確保すること。
- （2）品質及び適正な履行を確保すること。
- （3）入札及び契約の公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- （4）不正行為を防止すること。
- （5）地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本方針に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

- 2 本市は、受注者等が労働者の適正な労働環境を確保し、及び公契約を適正に履行するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本市は、公契約に関し説明責任を果たすとともに、不正行為を未然に防止し、並びに適正な契約行為及び履行が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。
- 4 本市は、公契約の性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を選択しなければならない。
- 5 本市は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、取引の実例価格、需給の状況等を考慮し、予定価格、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。
- 6 本市は、予算の適正かつ合理的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展のため、公契約に係る業務等の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、公契約の適正な発注に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第5条 受注者等は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- 3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

資料 2

4 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。

5 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。

6 受注者等は、第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

（誓約）

第6条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特定公契約」という。）に該当するときは、市長等に対し、労働者の適正な労働環境の確保に関し規則で定める事項（以下「誓約事項」という。）について誓約しなければならない。

（労働報酬下限額）

第6条の2 市長は、特定公契約のうち規則で定めるものについて、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の事情を勘案し、労働報酬下限額（受注者等が規則で定める労働者に支払う1時間当たりの報酬の下限とすべき額をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（報告及び立入検査）

第7条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（是正措置）

第8条 市長等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反していると認めるときは、当該違反を速やかに是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正の措置を講じ、市長等に当該措置の内容を報告しなければならない。

(労働者の申出等)

第9条 特定公契約に係る労働者は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出（以下「違反申出」という。）の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報するものとする。

(相談窓口の設置)

第10条 市長等は、違反申出に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者等は、労働者が違反申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(労働者への周知)

第12条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項（第3号に掲げる事項にあつては、規則で定める労働者に限る。）を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。

(1) 当該特定公契約の名称

(2) 受注者等の責務及び誓約事項

(3) 労働報酬下限額

(4) 違反申出に係る制度の概要及び第10条に規定する相談窓口の連絡先

(公契約の解除等)

第13条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

(1) 第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

(2) 第8条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

(5) 誓約事項に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、本市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第14条 受注者等は、前条第1項の規定による公契約の解除によって本市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(審議会の設置等)

第15条 公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の施行状況に関する事項
- (2) この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 事業者団体関係者
- (2) 労働者団体関係者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の庶務は、総務部において処理する。
- 6 第15条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年12月21日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日条例第40号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市公契約条例の規定は、この条例の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

津市公契約条例施行規則改正（案）対比表

答申書（抜粋）	津市公契約条例施行規則	
	改正案（条文）	現行（条文）
<p>・指定管理について、施設の受付や清掃などの人的経費の割合が高い業務については、津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定される特定公契約にも含めることが適当（P2）</p>	<p>（特定公契約） 第3条 条例第6条の規則で定める契約は、<u>公契約のうち次に掲げる契約等のいずれかに該当するものとする。</u> （1） <u>工事又は施設修繕の請負契約</u> （2） 次に掲げる業務の委託契約 ア 清掃業務 イ 人的警備業務 ウ 施設の管理業務 エ 設備の運転管理業務又は保守業務 オ <u>測量、調査、設計等業務</u> カ <u>運送及び運搬業務</u> キ <u>人材派遣業務</u> ク その他市長が指定する業務 （3） <u>指定管理協定</u></p>	<p>（特定公契約） 第3条 条例第6条の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。 （1） 工事の請負契約 （2） 次に掲げる業務の委託契約 ア 清掃業務 イ 人的警備業務 ウ 施設の管理業務 エ 設備の運転管理業務又は保守業務 オ 工事に付随する設計等業務 カ その他市長が指定する業務</p>
<p>・台帳の作成については、業務委託、指定管理及び建設工事の全てにおいて、労働報酬下限額の対象とする案件とすることが適当（P8） ・地域別最低賃金が改正された場合に、新たに発効された地域別最低賃金が労働報酬に及ぼす影響等を把握するためにも発効前後の労働報酬を確認することが望ましいため、業務委託、指定管理及び建設工事の全てにおいて契約期間中に最低でも2回（2月分）を作成することが適当であると考える。加えて、その提出時期についても各報酬支払時期の翌末日までとするなど、受注者等の台帳作成の事務負担を考慮して設定されることを望む（P7） ・建設工事における現場を管理する立場の者については、台帳作成の対象とする労働者から除くことが望ましい（P7）</p>	<p>（誓約事項） 第4条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項（<u>第8号及び第9号に掲げる事項にあっては、第4条の2に規定する契約（以下「労働報酬下限額を適用する契約」という。）に限る。</u>）とする。 （1） 第8条に掲げる関係法令（次号において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 （2） 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに市長へ報告すること。 （3） 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 （4） 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 （5） 労働者に対し、条例の内容について周知すること。 （6） 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 （7） 市長が行う施策に協力すること。 （8） <u>第4条の3に規定する労働者（以下「対象労働者」という。）に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと。</u> （9） <u>対象労働者（建設工事において現場を管理するものを除く。）の労働時間、労働報酬等を記載した台帳を市長が指定する期日までに市長へ提出すること。</u></p>	<p>（誓約事項） 第4条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 第8条に掲げる関係法令（次号において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 （2） 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに市長へ報告すること。 （3） 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 （4） 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 （5） 労働者に対し、条例の内容について周知すること。 （6） 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 （7） 市長が行う施策に協力すること。</p>
<p>・労働報酬下限額の対象となる業務について、労働報酬下限額施行開始時においては、業務委託は「予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約」、指定管理は「1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件」、建設工事は「予定価格が1億5,000万円以上並びに総合評価落札方式による入札において低価格入札による労働者の労働環境への影響が懸念される低入札価格調査の対象となった工事」とすることとし、労働報酬下限額施行後において、発注件数と発注金額のバランスに注視しながら対象案件の拡大を検討していくことが適当（P6）</p>	<p>（労働報酬下限額を適用する契約） 第4条の2 <u>条例第6条の2第1項の特定公契約のうち規則で定めるものは、特定公契約であって次に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。</u> （1） <u>請負契約 次のいずれかに該当すること。</u> ア <u>予定価格が1億5,000万円以上であること。</u> イ <u>総合評価落札方式による競争入札において低入札価格調査を経て締結していること。</u> （2） <u>委託契約 予定価格が1,000万円以上であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号（第8号除く）の規定による随意契約でないこと。</u> （3） <u>指定管理協定 指定管理料が1,000万円以上であって、公募により指定管理者の指定を行ったものであること。</u></p>	<p>（新設）</p>
	<p>（労働報酬下限額の対象労働者） 第4条の3 <u>条例第6条の2第1項及び第12条の規則で定める者は、労働報酬下限額を適用する契約に係る労働者のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</u> （1） <u>最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定による最低賃金の減額の特例を受けていないこと。</u> （2） <u>労働報酬下限額を適用する契約に従事した時間が1月あたり30分以上であること。</u></p>	<p>（新設）</p>
	<p>附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 <u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の津市公契約条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>

令和 4 年度労働報酬下限額運用条件

項目	業務委託	指定管理	建設工事
対象労働者の範囲	<p>労働基準法第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く）のほか、次の者を対象労働者に加える。</p> <p>(1) 指定管理者が直接雇用し、かつ施設に常駐する者</p> <p>(2) 次のア～ウを全て満たす個人事業主（一人親方）</p> <p>ア 資材の調達を自ら行わない者</p> <p>イ 建設機械その他の機械を持ち込まない者</p> <p>ウ チェックシートの 11 項目中 6 項目以上に該当する者</p>		
労働報酬下限額対象案件	<p>予定価格が 1,000 万円以上で、かつ競争により契約している特定公契約から抽出</p>	<p>指定管理料が 1,000 万円以上で、かつ公募により指定管理者を決定する案件から抽出</p>	<p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する工事</p> <p>(1) 予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事</p> <p>(2) 総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった工事</p>
労働状況台帳提出回数	<p>2 回（初回月及び最終月）</p> <p>※複数年度にまたがる契約の場合は履行（協定）期間に応じて各年度 1～2 回</p>		<p>2 回（履行期間の中間月及び最終月）</p> <p>※複数年度にまたがる契約の場合は履行期間に応じて各年度 1～2 回</p>
労働状況台帳提出時期	<p>初回及び最終回の業務に係る報酬を支払う日の翌月末日</p> <p>※業務内容に応じて提出時期は変更する場合があります。</p>		<p>履行期間の中間月及び最終月の労働に係る報酬を支払う日の翌月末日</p> <p>※工事内容に応じて提出時期は変更する場合があります。</p>
労働状況台帳提出事務に係る責任範囲	<p>受注者が労働状況台帳等提出書類の物理的な取りまとめを行うものとする。発注者が労働状況台帳の内容を確認し、労働報酬下限額を下回っている場合の指導には、発注者が該当業者に対し直接指導する。</p>		
違反時のペナルティ	<p>労働報酬下限額を下回った業者があった場合、当該違反業者に対してのみペナルティを科すこととする。受注関係者（下請業者）の違反があった場合、受注者（元請業者）に対しては連帯してペナルティを科さない。</p>		
労働報酬下限額	<p>津市職員高卒初任給を勘案した額</p> <p>940 円</p> <p>※複数年度にまたがる契約の場合は、当該契約を締結した年度の下限額を、履行期間が終了するまでの間の下限額とする。</p>		

令和4年度 業務委託及び指定管理における労働報酬下限額対象案件一覧

● 業務委託

対象案件	件名	業種	履行期間	受注者	延べ受注関係者数(者)	延べ台帳提出者数(名)	契約方法	契約金額(円/税込)	初回台帳報酬対象月	次回台帳提出期限	
初回台帳提出済	①	津市モーターボート競走場施設清掃等業務委託	建築物清掃(床面、便所)	R4.5.2～R5.3.31	津グローバル管財株(市内本店業者)	0	13	指名競争入札	35,200,000	R4.5	R5.5
	②	津リージョンプラザ清掃業務及び環境衛生管理業務委託	建築物清掃	R4.5.1～R5.3.31	近畿ビルサービス(株)三重営業所(市内支店業者)	0	5	指名競争入札	月額 1,207,800	R4.5	R5.5
	③	令和4年度北道維担第1-53号津地区路肩等草刈業務委託(その5)	屋外清掃(土木一式)	R4.6.3～R4.12.15	(有)栄建(市内本店業者)	0	2	指名競争入札	13,750,000(13,456,300)	R4.6	R5.2
	④	津市モーターボート競走場場内警備業務委託	警備(施設警備)	R4.5.1～R5.3.31	(株)ニーズ(市内本店業者)	0	14	指名競争入札	1名あたり日額 昼間 12,650 夜間 13,750	R4.5	R5.5
	⑤	津市モーターボート競走場駐車場等警備業務委託	警備(交通誘導警備、雑踏警備)	R4.5.1～R5.3.31	三重警備保障(株)津営業所(市内支店業者)	0	17	指名競争入札	1名あたり 11,880	R4.5	R5.5
	⑥	津リージョンプラザお城ホール舞台設備管理操作業務委託	施設運営・管理 舞台(音響・照明)	R4.5.1～R5.3.31	三重県舞台管理事業協同組合(市内本店業者)	0	5	指名競争入札	月額 1,430,000	R4.5	R5.5
	⑦	令和4年度南道維担第1-5号久居地区街路樹維持管理(1号委託箇所)	施設管理(造園)	R4.5.27～R4.11.30	沢井樹園 澤井克己(市内本店業者)	0	7	指名競争入札	9,790,000	R4.6	R5.1
	⑧	令和4年度建整特補第1-1号 半田久居線及び雲出野田線空洞調査業務委託	工事に付随する設計等業務(地質調査)	R4.7.26～R4.12.16(～R5.3.24)	川崎地質(株) 三重営業所(市内支店業者)	0	3	事後審査型 一般競争入札	22,880,000	R4.8	R5.5
	⑨	令和4年度建整橋維担補第1-5号橋梁定期点検業務委託(その1)	その他市長が指定する業務(鋼構造及びコンクリート)	R4.7.11～R4.11.30	(株)信栄企画(市内本店業者)	0	8	指名競争入札	13,640,000(12,997,600)	R4.7	R5.1

()内は変更後のもの

● 指定管理

対象案件	指定管理名	業種	指定期間	指定管理者	延べ受注関係者数(者)	延べ台帳提出者数(名)	指定方法	指定管理料(円/税込)	初回台帳報酬対象月	次回台帳提出期限
初回台帳提出済	①	津市民テニスコートの管理	R3.4.1～R6.3.31	三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ(構成員代表者 三幸(株)(県外業者))	—	13	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき施設の管理を行わせることとして、公募により指定管理者を選定し、市議会の議決(R2.12.23)を以て指定	R4年度 35,141,000	R4.4	R5.5

労働報酬(1時間あたり)の分布(詳細)

資料5-2

・業務委託

NO	労働報酬 (単位:円)	人数	備考
1	940		16人
2	940		
3	940		
4	940		
5	940		
6	940		
7	940		
8	940		
9	940		
10	940		
11	940		
12	940		
13	940		
14	940		
15	940		
16	940		
17	947	1人	900円台35人
18	950	1人	
19	957	1人	
20	958		
21	958	2人	
22	959	1人	
23	960		
24	960	2人	
25	961	1人	
26	962	1人	
27	974	1人	
28	975		
29	975	2人	
30	977		
31	977	2人	
32	985		
33	985	2人	
34	989	1人	
35	990	1人	1000円台11人
36	1,000	1人	
37	1,015	1人	
38	1,018	1人	
39	1,021	1人	
40	1,022	1人	
41	1,025		
42	1,025	4人	
43	1,025		
44	1,025		
45	1,037	1人	
46	1,071	1人	1100円台2人
47	1,100	1人	
48	1,185	1人	1200円台1人
49	1,200	1人	
50	1,300	1人	1300円台2人
51	1,333	1人	
52	1,430	1人	1400円台4人
53	1,444	1人	
54	1,450		
55	1,450	2人	1500円台2人
56	1,500		
57	1,500	2人	1600円台4人
58	1,616	1人	
59	1,627	1人	
60	1,634	1人	
61	1,671	1人	1700円台3人
62	1,725	1人	
63	1,762	1人	
64	1,779	1人	1800円台2人
65	1,871	1人	
66	1,873	1人	1900円台1人
67	1,902	1人	
68	2,000	1人	2000円以上7人
69	2,051	1人	
70	2,075	1人	
71	2,119	1人	
72	2,187	1人	
73	2,236	1人	
74	2,303	1人	

・指定管理

NO	労働報酬 (単位:円)	人数	備考
1	910	6人	900円台10人
2	910		
3	910		
4	910		
5	910		
6	910		
7	950	2人	
8	950		
9	960	2人	
10	960		
11	1,235	1人	1200円台1人
12	1,420	1人	1400円台1人
13	4,010	1人	4000円台1人

資料 6

業務委託・指定管理

【令和4年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート集計結果】

● 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート集計結果

1 提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

2 集計結果（指定管理を含む10者）

質問1 下請業者等や労働者から条例に関して相談や問い合わせを受けたことがありますか。

(1)

ア ない	10者
イ ある	0者

質問2 労働状況台帳の作成、様式及び提出方法について。

(1) 労働状況台帳の作成に関して、理解が難しかった点がありますか。

ア ない	10者
イ ある	0者

(2) 様式について見直しが必要と考える点がありますか。

ア ない	10者
イ ある	0者

(3) 提出方法について見直しが必要と考える点がありますか。

ア ない	10者
イ ある	0者

質問3 労働報酬下限額について、設定金額（令和4年度は940円）はいかがですか。

ア 高い	0者
イ 低い	1者
ウ 妥当	9者
エ その他	0者

「ウ 妥当」以外を選択された場合は妥当と思われる金額とその理由を記入

- ・ あくまで、下限額なので1,000円程度にしてもよいのではないのでしょうか。通常であれば、十分クリアできる範囲の金額と思われます。低迷しきった日本経済を戻すためにも、全ての業種で賃金に見直しを進めていかないと、次世代の育成のみならず、新しい人材の確保さえ難しいと思われるため。

質問4 個人事業主の労働者性有無の判断は、個人事業主労働者性チェックシート（様式7）で行うこととしていますが、判断に迷うことはありましたか。

ア なかった	3者
イ あった	0者
ウ 個人事業主と契約していない	6者
回答なし	1者

資料6

質問5 津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルの内容について、理解が難しかった点等ございましたら御記載ください。

自由意見なし


質問6 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・ この手の調査は形骸化している感は否めないです。制度及び有識者の委員会もそうですが、本当の実態を理解されていないことが多いと思います。机上の話と実際の話とはまったく別の話になると思います。最低賃金が少しでも上がることはこれからの市政にとっても大切なことです。労働者の賃金が上がれば当然税収も上がりますので、実態をよく理解していただいたうえで、進めていただけたらと思います。

建設工事における労働報酬下限額対象案件一覧(令和3年度契約、令和4年度以降履行完了分)

	対象案件	件名	工事種別	格付等	履行期間	受注者	延べ受注関係者数(者)	延べ台帳提出者数(名)	契約金額(円/税込み)	台帳報酬対象月	次回台帳提出期限
台帳提出完了	①	令和3年度建整橋維補継第1号津興橋大規模更新事業旧橋(下部工)撤去等工事	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R3.8.27~R4.8.1 (~R4.9.30)	㈱奥村組 三重営業所 (県内支店業者)	31	33	413,358,000 (412,398,800)	初回:R4.2 完了:R4.8	
	②	令和3年度下施雨ポ補継第1号 半田川田ポンプ場ポンプ設備(No. 3ポンプ等)築造工事	機械器具設置	実績(東海3県内本・支店)	R3.6.9~R5.2.28	㈱電業社機械製作所 名古屋支店 (県外業者)	5	18	302,225,000	初回:R4.7 完了:R4.10	
初回台帳提出済	③	令和3年度下工公補継第1号 町屋第2雨水幹線築造工事	土木一式	A1	R3.8.31~R5.1.30	藪建設㈱ (市内本店業者)	15	15	351,263,000 (363,061,600)	初回:R4.1	R5.2
	④	令和3年度水工第44号 産品及び片田志袋町地内配水管布設工事	土木一式(配水管工事)	A1	R3.10.8~R4.3.18 (~R4.11.30)	㈱藤田組 (市内本店業者)	6	16	267,003,000 (286,470,800)	初回:R3.12	R5.1
	⑤	令和3年度営消総継第68号 津市北消防署建築工事	建築一式	A	R4.3.29~R5.5.22	東海土建㈱ (市内本店業者)	95	44	383,086,000 (398,405,700)	初回:R4.10	R5.7
初回台帳提出期限前	⑥	令和3年度下施処合補継第1号 津市中央浄化センターポンプ設備(5号雨水ポンプ等)改築工事	機械器具設置	実績(東海3県内本・支店)	R3.6.10~R5.2.28 (~R5.3.10)	㈱荏原製作所 中部支社 (県外業者)	-	-	337,150,000 (337,695,600)	-	R5.1
	⑦	令和3年度水工継第1号 戸木町地内配水管布設工事	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R3.10.29~R5.11.14	熊谷・本州特定建設工事共同企業体 (市内支店・市内本店)	-	-	781,506,000	-	R5.1

()内は変更契約後のもの

 今回報告分
 ※台帳報酬対象月が令和4年4月以降のものが対象(下線部分)

建設工事における労働報酬下限額対象案件一覧(令和4年度契約分)

対象案件	件名	工事種別	格付等	履行期間	受注者	延べ受注関係者数(者)	延べ台帳提出者数(名)	契約金額(円/税込み)	台帳報酬対象月	次回台帳提出期限	
初回台帳提出済	①	令和3年度営教総補第73号 津市立西橋内中学校長寿命化改修(第一期)工事	建築一式	A	R4.6.23~R5.2.7	(株)宇戸平工務店(市内本店業者)	81	32	149,182,000 (152,388,500)	初回:R4.10	R5.4
	②	令和3年度営教総補第74号 津市立橋南中学校長寿命化改修工事	建築一式	A	R4.6.23~R5.2.27	(株)ロッシュ(市内本店業者)	73	33	230,989,000 (234,261,500)	初回:R4.10	R5.4
	③	令和4年度水工第9号 森町地内配水管布設工事	土木一式(配水管工事)	A1	R4.8.4~R5.2.24	(有)丸新建設(市内本店業者)	7	12	182,985,000	初回:R4.11	R5.4
	④	令和4年度水工第4号 片田新町地内配水管布設工事	土木一式(配水管工事)	A1	R4.5.19~R5.1.27	(株)藤谷建設(市内本店業者)	8	8	198,880,000	初回:R4.9	R5.4
	⑤	令和4年度水工第5号 豊が丘一丁目地内配水管布設工事	土木一式(配水管工事)	A1	R4.5.18~R5.2.24	(有)小林組(市内本店業者)	6	9	227,326,000	初回:R4.10	R5.4
初回台帳提出期限前	⑥	令和4年度建整橋維補継第1号 津興橋大規模更新事業橋梁(下部工)築造等工事	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R4.6.23~R6.7.11	大豊・丸新特定建設工事共同企業体(県内支店・市内本店業者)	—	—	1,399,266,000	—	R5.2
	⑦	令和4年度下工公補継第2号 藤方第2雨水幹線築造工事	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R4.8.12~R9.1.13	奥村・藪・北嶋特定建設工事共同企業体(県内支店・市内本店・市内本店業者)	—	—	4,143,040,000	—	R5.8
	⑧	令和4年度下工公補第2号 天神ポンプ場(場内整備)及び天神第2雨水幹線築造工事	土木一式	A1	R4.9.13~R5.3.14	(株)アイケーディ(市内本店業者)	—	—	232,419,000	—	R5.2
	⑨	令和4年度下工維補第1号 丸之内地内下水道管更生工事	土木一式	実績(市内本・支店)	R4.11.1~R5.6.1	(株)南山建設(市内本店業者)	—	—	236,643,000	—	R5.4
	⑩	令和4年度下工公補継第3号 半田川田第1雨水幹線築造工事(その2)	土木一式	実績(東海3県内本・支店)	R4.12.7~R7.12.1	浅沼・勢和特定建設工事共同企業体(市内支店・市内本店業者)	—	—	1,263,779,000	—	R6.1
	⑪	令和4年度水工第20号 白山町八対野地内配水管布設工事	土木一式(配水管工事)	A1	R4.9.13~R5.2.28	(株)ティー・エス・ケー(市内本店業者)	—	—	171,875,000	—	R5.2
	⑫	令和4年度水工第33号 二級河川相川河川改修(新相川橋)事業に伴う配水管移設工事(仮設)(その2)	土木一式(配水管工事)	A1	R4.12.7~R5.8.4	東海土建(株)(市内本店業者)	—	—	184,261,000	—	R5.6
	⑬	令和4年度水工補継第1号 殿村及び野田地内配水管布設工事	土木一式(配水管工事)	実績(東海3県内本・支店)	R4.12.7~R6.1.31	日本土建・ロッシュ特定建設工事共同企業体(市内本店・市内本店業者)	—	—	522,775,000	—	R5.9

建設工事における労働報酬下限額対象案件一覧(令和4年度契約分)

対象案件	件名	工事種別	格付等	履行期間	受注者	延べ受注関係者数(者)	延べ台帳提出者数(名)	契約金額(円/税込み)	台帳報酬対象月	次回台帳提出期限	
初回台帳提出期限前	⑭	令和4年度宮建整補第7号 香良洲高台防災公園管理棟及び屋内運動施設建築工事	建築一式	A	R4.6.23～R5.3.14	(株)ロッシュ (市内本店業者)	—	—	316,591,000	—	R5.1
	⑮	令和4年度下施雨ポ補継第2号 半田川田ポンプ場電気設備築造工事	電気	実績(東海3県内本・支店)	R4.6.9～R6.2.28	メタウォーター(株)営業本部中日本営業部 (県外業者)	—	—	459,470,000	—	R5.11
	⑯	令和4年度下施汚ポ補継第1号 極楽橋ポンプ場ポンプ設備(3号雨水ポンプ等)改築工事	機械器具設置	実績(東海3県内本・支店)	R4.6.10～R6.2.28	(株)クボタ 中部支社 (県外業者)	—	—	354,310,000	—	R6.2
	⑰	令和4年度下施雨ポ補継第1号 新町ポンプ場ポンプ設備(3号ポンプ等)改築工事	機械器具設置	実績(東海3県内本・支店)	R4.6.10～R6.2.28	(株)守谷商会 名古屋支店 (県外業者)	—	—	270,820,000	—	R6.2

()内は変更契約後のもの

今回報告対象分

令和3年度建設工事における労働報酬(1時間あたり)の分布(詳細)

資料7-3

・交通誘導警備員

NO	労働報酬 (単位:円)	人数	備考
1	944	1人	900円台3人
2	950	2人	
3	950		
4	1,365	1人	1300円台1人

・一般労働者

NO	労働報酬 (単位:円)	人数	備考
1	970	1人	900円台4人
2	981	1人	
3	982	1人	
4	983	1人	
5	1,000	1人	1000円台4人
6	1,018	1人	
7	1,052	1人	
8	1,071	1人	1100円台1人
9	1,100	1人	
10	1,200	3人	1200円台4人
11	1,200		
12	1,200		
13	1,250	1人	1300円台2人
14	1,383	1人	
15	1,392	1人	
16	1,420	1人	1400円台6人
17	1,461	1人	
18	1,485	4人	
19	1,485		
20	1,485		
21	1,485		
22	1,500	1人	1500円台6人
23	1,509	1人	
24	1,529	1人	
25	1,542	1人	
26	1,582	1人	
27	1,585	1人	
28	1,600	2人	1600円台6人
29	1,600		
30	1,639	1人	
31	1,680	1人	
32	1,681	1人	
33	1,691	1人	
34	1,737	1人	
35	1,741	2人	
36	1,741		
37	1,744	1人	
38	1,748	1人	
39	1,750	4人	
40	1,750		
41	1,750		
42	1,750		
43	1,769	1人	1800円台7人
44	1,792	1人	
45	1,806	2人	
46	1,806		
47	1,825	1人	
48	1,828	1人	
49	1,832	1人	
50	1,840	1人	1900円台2人
51	1,853	1人	
52	1,957	1人	
53	1,974	1人	2000円台5人
54	2,008	1人	
55	2,031	1人	
56	2,039	1人	
57	2,044	1人	
58	2,093	1人	2100円台3人
59	2,117	1人	
60	2,133	1人	
61	2,187	1人	2200円台3人
62	2,233	1人	
63	2,243	1人	
64	2,282	1人	2400円台2人
65	2,440	1人	
66	2,494	1人	
67	2,517	1人	2500円台3人
68	2,534	1人	
69	2,579	1人	
70	2,678	1人	2600円台1人
71	2,922	1人	2900円台2人
72	2,944	1人	
73	3,125	1人	3000円以上2人
74	3,333	1人	

令和4年度建設工事における労働報酬(1時間あたり)の分布(詳細)

資料7-4

・交通誘導警備員

NO	労働報酬 (単位:円)	人数	備考
1	940	3人	900円台8人
2	940		
3	940		
4	962	4人	
5	962		
6	962		
7	962		
8	975	1人	
9	1,000	2人	1000円台3人
10	1,000		
11	1,062	1人	1100円台1人
12	1,187	1人	

・一般労働者

NO	労働報酬 (単位:円)	人数	備考
1	960	1人	900円台2人
2	977	1人	
3	1,000	3人	1000円台6人
4	1,000		
5	1,000		
6	1,012		
7	1,040	2人	
8	1,040		
9	1,179	1人	1100円台1人
10	1,200	1人	1200円台11人
11	1,222	1人	
12	1,250	7人	
13	1,250		
14	1,250		
15	1,250		
16	1,250		
17	1,250		
18	1,250		
19	1,275	1人	
20	1,298	1人	1300円台3人
21	1,325	1人	
22	1,341	1人	
23	1,372	1人	1400円台7人
24	1,400	2人	
25	1,400		
26	1,401	1人	
27	1,416	2人	
28	1,416		
29	1,440	1人	
30	1,479	1人	1500円台8人
31	1,500	3人	
32	1,500		
33	1,500		
34	1,511	1人	
35	1,519	1人	
36	1,526	1人	
37	1,541	1人	
38	1,543	1人	
39	1,602	1人	1600円台5人
40	1,625	3人	
41	1,625		
42	1,625		
43	1,639	1人	
44	1,704	1人	1700円台5人
45	1,707	1人	
46	1,711	2人	
47	1,711		
48	1,750	1人	
49	1,800	2人	1800円台4人
50	1,800		
51	1,828		
52	1,875	1人	1900円台2人
53	1,953	1人	
54	1,998	1人	
55	2,000	7人	2000円台12人
56	2,000		
57	2,000		
58	2,000		
59	2,000		
60	2,000		
61	2,000		
62	2,019	1人	
63	2,067	1人	
64	2,067	1人	
65	2,075	2人	
66	2,075		
67	2,106	1人	2100円台5人
68	2,125	2人	
69	2,125		
70	2,163	1人	
71	2,187	1人	2200円台3人
72	2,250	2人	
73	2,250		
74	2,275	1人	
75	2,322	1人	2300円台1人
76	2,437	1人	2400円台1人
77	2,500	1人	2500円台1人
78	2,600	1人	2600円台1人
79	3,018	1人	3000円以上3人
80	3,409	1人	
81	4,062	1人	

【令和 4 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート集計結果】

● 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート集計結果

1 アンケート提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、履行期間の中間日が属する月の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日まで）

2 集計結果（51者）

質問 1 下請業者等や労働者から条例に関して相談や問い合わせを受けたことがありますか。

(1)

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 46者 |
| イ ある | 5者 |

(2) 「ある」を選択した場合、その具体的な内容を記載してください。

- ・受注者（元請）とやり取りしなければならず戸惑った。
- ・直接契約している業者とやり取りしたい。
- ・様式がたくさんあり、提出書類がどれかわからない。労働状況台帳の作成方法がわからない。

質問 2 労働状況台帳の作成、様式及び提出方法について。

(1) 労働状況台帳の作成に関して、理解が難しかった点がありますか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 48者 |
| イ ある | 3者 |

(2) 様式について見直しが必要と考える点がありますか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 48者 |
| イ ある | 3者 |

(3) 提出方法について見直しが必要と考える点がありますか。

- | | |
|------|-----|
| ア ない | 50者 |
| イ ある | 1者 |

(1)から(3)において「イ ある」を選択した場合、その理由を記載してください。

- ・月の途中で締め日が分かれる場合、1回で報告するのか、2回で報告するのかわかりにくい。
- ・職種区分に見習い労働者の区分を設けると良いのでは。
- ・受注者が全ての下請業者まで管理するのは厳しい。一次下請までが妥当では。

質問 3 労働報酬下限額について、設定金（令和 4 年度は 9 4 0 円）はいかがですか。

- | | |
|-------|-----|
| ア 高い | 0者 |
| イ 低い | 9者 |
| ウ 妥当 | 38者 |
| エ その他 | 2者 |

「ウ 妥当」以外を選択された場合は妥当と思われる金額とその理由を記入

- ・職種による賃金格差があってもいいのでは。
- ・妥当と思われるが、契約金額や労務単価にどう反映されているかが見えにくい。
- ・最近、資材の値上がりが激しく、市の設計金額では無理な請負となるケースが多い。市の設計と実情があっていない。
- ・三重県の最低賃金は933円です。建設業における下限額が最低賃金とほぼ同じでは雇入れができないと考えます。業界自体の高齢化が進む中、下限額はもっと高くすべきではないかと思えます。
- ・コロナ禍で生活が厳しく、色々な物が値上がりしていく状況の中1,000円位が妥当だと思います。

質問4 個人事業主の労働者性有無の判断は、個人事業主労働者性チェックシート（様式7）で行うこととしていますが、判断に迷うことはありましたか。

- | | |
|-----------------|-----|
| ア なかった | 19者 |
| イ あった | 2者 |
| ウ 個人事業主と契約していない | 27者 |

- ・日によって、状況が違う場合があり、同一工事中でも選択が異なる場合がある。

質問5 津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルの内容について、理解がむずかしかった点等ございましたら御記載ください。

- ・二次下請以降となると家族経営の工務店や一人親方がおり、マニュアルを読んで理解するのが難しい場合がある。また、下請業者からの問い合わせも非常に多く、当社の提出期限になっても未着手の業者も見られた。
- ・下請業者用の簡易なマニュアルも必要では。
- ・書類が膨大で、理解するのが困難だった。
- ・今回配布いただいたマニュアルとは別に作成用にまとめた簡潔なマニュアルがあれば良いと思う。

質問6 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・最低賃金が引き上げられたことにより、労務単価が上昇しても契約金額に反映されなければ受注者等が引き上げ分を負担しているようにも感じるが、円安物価高もあり、企業の経営は厳しい。労務単価や物価高等の変動に契約金額が連動したシステムにしてほしい。
- ・受注者が全業者を一元管理するのは厳しい。二次下請以降は一次下請を経由して受注者へ提出する方法が適切だと考える。
- ・二次下請業者、三次下請業者からは事務負担になるとの意見があった。
- ・マニュアルはもう少しシンプルな方がよい。

津市契第415号

令和5年1月26日

津市公契約審議会会長 様

津市長 前 葉 泰



令和5年度労働報酬下限額の設定について（諮問）

このことについて、津市公契約条例第6条の2第2項の規定に基づき、諮問
します。

事務担当

総務部調達契約課

物品調達契約担当、工事契約担当

電話 229-3121、3122